

奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、四季を通じて彩り豊かな植栽景観を向上させ、素晴らしい景観を県民や来訪者に提供するため、市町村等が実施する県の施策の方向性と合致する植栽景観の向上に係る事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「地元団体等」とは、県内に事務所等を有し活動する市民団体、ボランティア団体等の自主活動団体、自治会等の地縁組織、法人その他の団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、他の制度による補助金等を受ける事業、市町村又は地元団体等が定期的に行う維持管理行為については、補助対象事業から除くものとする。

補助対象事業	事業実施主体	補助対象者	補助対象となる経費	補助金の額
植栽景観の向上に資する事業	市町村	市町村	補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、消耗品費、原材料費、役務費、使用料、工事請負費その他知事が必要と認める経費	補助対象となる経費の2分の1以内で知事が定める額
	地元団体等		補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、消耗品費、原材料費、役務費、使用料、工事請負費その他知事が必要と認める経費で、市町村長が必要と認めて補助したもの	補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、消耗品費、原材料費、役務費、使用料、工事請負費その他知事が必要と認める経費の3分の1以内で、かつ、補助対象となる経費の2分の1以内で知事が定める額
		地元団体等		補助対象事業を実施するために直接必要な経費のうち、消耗品費、原材料費、役務費、使用料、工事請負費その他知事が必要と認める経費で、国有地又は県有地で実施するもの

2 前項の補助対象事業に対する補助は、1事業につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 市町村及び地元団体等(以下「市町村等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 位置図
 - (3) 事業内容を示す図書等
 - (4) 補助対象となる経費の積算根拠等
 - (5) 現況写真
 - (6) 地元団体等が事業実施主体となり市町村が補助する事業である場合、市町村が補助することを示す書類の写し
 - (7) その他知事が必要と認めた書類
- 2 市町村等は、別に定める期間内に交付申請を行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による書類を受領し、その内容が審査により補助対象事業として認められるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村等に対し、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助通知書(第3号様式)により通知するものとする。この場合において、知事が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第6条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(計画の変更等)

第7条 市町村等は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金^{変更}中止(廃止)申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(補助対象となる経費の10パーセント以下の減)については、この限りではない。

- 2 市町村等は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに前項に定める申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前2項の書類を受領した場合において適当と認めるときは、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により補助金の交付の決定の通知を受けた市町村等に対し、通知するものとする。

(実績報告)

第8条 市町村等は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、補助事業が完了したときは、速やかに奈良県植栽による景観向上推進事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 実施設計図書等事業実施内容の分かる書類
- (2) 補助対象部分に係る契約内容の確認できる書類等の写し
- (3) 業務完了届又は領収書等の写し
- (4) 着工前、施工中及び工事完了の状況を示す写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金の額の確定通知書(第8号様式)により補助金の交付の決定の通知を受けた市町村等に対し、通知するとともに、第7条第1項の規定により概算払をした場合はその額を精算する。

2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額について返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第10条 市町村等は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の書類を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象箇所の適正管理)

第12条 市町村等は、補助金の交付を受けたときは、当該補助に係る箇所について、事業完了した日の属する会計年度の終了後、一定の期間適正な管理に努めなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた市町村等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- (2) 第7条第2項による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合
- (3) 前条の規定による適正な管理を怠った場合
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金を受けた場合

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の取消しをした場合であって、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた市町村等に対し、奈良県植栽による景観向上推進事業費補助金返還命令書(第10号様式)により期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分制限)

第14条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

3 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第15条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。